

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 2 日（金）第3243号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（4件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 5
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 6
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 7
- 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）（管財課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 9
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 9

### 公 告

- 平成28年度技能検定（後期）実施公告（雇用労政課取扱い） 10
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 12

### 人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 13

## 告 示

### 鹿児島県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
開南クリニック	指宿市西方6733番地	平成28年 7 月 31 日
水口歯科医院	鹿屋市寿二丁目14番41号	平成28年 7 月 31 日

鹿児島県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人開南	指宿市池田3957番地	開南クリニック	指宿市西方6733番地	平成28年 7月31日	訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	所在地	指定年月日
あんず東洋医学クリニック	霧島市国分中央四丁目17番25-2号	平成28年 7 月 25 日
せきクリニック	奄美市名瀬朝日町10番3号	平成28年 6 月 1 日
幸南クリニック	指宿市西方6733番地	平成28年 8 月 1 日

鹿児島県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社アイメディ	熊毛郡屋久島町尾之間	訪問看護ステーション	熊毛郡屋久島町尾之間	平成28年 5

ック	913番地1	ン雲雀	913番地1	月1日
----	--------	-----	--------	-----

## 鹿児島県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社あもりがわ薬局	霧島市隼人町松永3307番地1	あもりがわ薬局	霧島市隼人町松永3307番地1	平成28年7月7日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
有限会社ティーエム企画	始良市平松2841番地1	さわやか薬局	始良市平松2841番地1	平成28年7月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市春日三丁目20番8号	はびね隼人	霧島市隼人町姫城羽坂1050番地1	平成28年6月1日	特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護
泉直孝	霧島市隼人町姫城一丁目331番	泉歯科医院	霧島市隼人町姫城一丁目331番	平成28年7月1日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
医療法人慈心会	大島郡和泊町和泊96番地5	沖永良部寿恵苑居宅介護支援事業所	大島郡和泊町和泊95番地1	平成28年6月3日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
杉勇作	すぎ鍼灸整骨院	平成28年	柔道整復

	西之表市西之表7766番地 3	7 月 1 日	
杉ひとみ	すぎ鍼灸整骨院 西之表市西之表7766番地 3	平成28年 7 月 1 日	はり, きゅう, 柔道整復
松元真吾	おひさま養生院 鹿屋市西原四丁目12番15号	平成28年 7 月 5 日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
川路洋樹	遊嬉整骨院 南さつま市加世田村原四丁目 8 番 4 号	平成28年 7 月 14 日	柔道整復
松ヶ迫誠	C・A・P 整骨院鍼灸院 始良市加治木町新富町18番地	平成28年 7 月 1 日	柔道整復

## 鹿児島県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人南大隅町社会福祉協議会 肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844番地	社会福祉法人南大隅町社会福祉協議会佐多支所訪問介護事業所 肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844番地	事業所の所在地	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3846番地	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844番地	平成27年 7 月 1 日
企業組合労協センター事業団 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル	企業組合労協センター事業団国分地域福祉事業所ほのぼの霧島市国分上小川657番地4	事業所の所在地	霧島市国分重久738番地1	霧島市国分上小川657番地4	平成28年 5 月 16 日
社会福祉法人錦江町社会福祉協議会 肝属郡錦江町城元963番地	社会福祉法人錦江町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 肝属郡錦江町城元963番地	事業所の所在地	肝属郡錦江町馬場9番地	肝属郡錦江町城元963番地	平成28年 4 月 1 日
社会福祉法人錦江町社会福祉協議会 肝属郡錦江町城元963番地	社会福祉法人錦江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 肝属郡錦江町城元963番地	事業所の所在地	肝属郡錦江町馬場9番地	肝属郡錦江町城元963番地	平成28年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
はるびゅうクリ ニック通所リハ ビリテーション	曾於郡大崎町野 方6045番地 1	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野 方6045番地 1	春別府稔仁	平成28年 9 月 1 日	通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第829号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護  
予防サービス事業者として指定した。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
はるびゅうクリ ニック通所リハ ビリテーション	曾於郡大崎町野 方6045番地 1	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野 方6045番地 1	春別府稔仁	平成28年 9 月 1 日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第  
60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
吉見医院	南さつま市大浦町7483	平成28年 9 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第831号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び  
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3  
項の規定により、平成28年6月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の  
結果の概要は、次のとおりである。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料 添加物の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 有 無 及 び 違 反 の 内 容
(有) 輝北運輸 鹿児島営業所 (鹿児島市)	同左	肉牛繁殖用配 合飼料	ノーサン印肉 牛繁殖用配合 飼料大地の恵 みKF	平成 28.6	重金属一 カドミウ ム	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合は、  
その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

## 鹿児島県告示第832号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・湯湾9

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・湯湾9

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・宇検1, 急・宇検2, 急・宇検3, 急・芦検1, 急・芦検2, 急・久志2, 急・生勝1, 急・生勝2, 急・生勝3, 急・生勝4, 急・生勝5, 急・生勝6, 急・生勝7, 急・芦検3, 急・芦検4, 急・芦検5, 急・芦検6, 急・芦検7, 急・芦検8, 急・芦検9, 急・芦検10, 急・芦検11, 急・芦検12, 急・芦検13, 急・湯湾9, 急・大畑1, 急・大畑2, 急・須古3, 急・須古4, 急・須古5, 急・須古6, 急・須古7, 急・須古8, 急・須古9, 急・須古10, 急・部連1, 急・部連2, 急・部連3, 急・部連4, 急・部連5, 急・名柄3, 急・名柄4, 急・名柄5, 急・名柄6, 急・名柄7, 急・屋鈍1, 急・屋鈍2, 急・阿室2, 急・平田1, 急・平田2, 急・佐念1, 急・佐念2, 急・佐念3及び急・佐念4
	瀬戸内町	急・西古見1, 急・西古見2, 急・西古見3, 急・西古見

		4, 急・西古見5, 急・西古見6, 急・西古見7, 急・管鈍1, 急・管鈍2, 急・管鈍3, 急・管鈍4, 急・花天1, 急・花天2, 急・花天3, 急・花天4, 急・花天5, 急・花天6, 急・花天7, 急・花天8, 急・花天9, 急・花天10, 急・花天11, 急・久慈2, 急・久慈3, 急・久慈4, 急・久慈5, 急・久慈6, 急・久慈7, 急・久慈8, 急・篠川1, 急・篠川2, 急・篠川3, 急・篠川4, 急・篠川5, 急・篠川6, 急・篠川7, 急・篠川8, 急・篠川9, 急・篠川10, 急・篠川11及び急・篠川12
土石流	宇検村	土・宇検1, 土・久志6, 土・生勝1, 土・生勝2, 土・生勝3, 土・生勝4, 土・生勝5, 土・芦検1, 土・芦検2, 土・芦検3, 土・芦検4, 土・芦検5, 土・芦検6, 土・芦検7, 土・芦検8, 土・芦検9, 土・芦検10, 土・芦検11, 土・芦検12, 土・芦検13, 土・芦検14, 土・田検6, 土・大畑1, 土・須古5, 土・須古6, 土・須古7, 土・須古8, 土・須古9, 土・須古10, 土・須古11, 土・須古12, 土・須古13, 土・須古14, 土・須古15, 土・須古16, 土・部連1, 土・部連2, 土・部連3, 土・部連4, 土・部連5, 土・部連6, 土・部連7, 土・名柄2, 土・名柄3, 土・名柄4, 土・名柄5, 土・名柄6, 土・屋鈍1, 土・屋鈍2, 土・阿室1, 土・阿室2, 土・阿室3, 土・阿室4, 土・平田1, 土・平田2, 土・佐念1, 土・佐念2, 土・佐念3, 土・佐念4及び土・佐念5
	瀬戸内町	土・西古見1, 土・西古見2, 土・西古見3, 土・西古見4, 土・管鈍1, 土・管鈍2, 土・管鈍3, 土・管鈍4, 土・管鈍5, 土・花天1, 土・花天2, 土・花天3, 土・花天4, 土・花天5, 土・花天6, 土・花天7, 土・花天8, 土・管鈍6, 土・管鈍7, 土・管鈍8, 土・花天9, 土・花天10, 土・花天11, 土・管鈍9, 土・管鈍10, 土・花天12, 土・花天13, 土・久慈1, 土・久慈2, 土・久慈3, 土・久慈4, 土・久慈5, 土・久慈6, 土・久慈7, 土・久慈8, 土・久慈9, 土・久慈10, 土・久慈11, 土・篠川1, 土・篠川2, 土・篠川3, 土・篠川4, 土・篠川5, 土・篠川6, 土・篠川7, 土・篠川8及び土・篠川9

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第835号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	宇検村	急・宇検1, 急・宇検2, 急・宇検3, 急・芦検1, 急・芦検2, 急・久志2, 急・生勝1, 急・生勝2, 急・生勝3, 急・生勝4, 急・生勝5, 急・生勝6, 急・芦検3,

		急・芦検 4, 急・芦検 5, 急・芦検 6, 急・芦検 7, 急・芦検 8, 急・芦検 9, 急・芦検10, 急・芦検11, 急・芦検 12, 急・芦検13, 急・湯湾 9, 急・大畑 1, 急・大畑 2, 急・須古 3, 急・須古 4, 急・須古 5, 急・須古 6, 急・須古 7, 急・須古 8, 急・須古 9, 急・須古10, 急・部連 1, 急・部連 2, 急・部連 3, 急・部連 4, 急・部連 5, 急・名柄 3, 急・名柄 4, 急・名柄 5, 急・名柄 6, 急・名柄 7, 急・屋鈍 1, 急・屋鈍 2, 急・阿室 2, 急・平田 1, 急・平田 2, 急・佐念 1, 急・佐念 2, 急・佐念 3 及び急・佐念 4
	瀬戸内町	急・西古見 1, 急・西古見 2, 急・西古見 3, 急・西古見 4, 急・西古見 5, 急・西古見 6, 急・西古見 7, 急・管鈍 1, 急・管鈍 2, 急・管鈍 3, 急・管鈍 4, 急・花天 1, 急・花天 2, 急・花天 3, 急・花天 4, 急・花天 5, 急・花天 6, 急・花天 7, 急・花天 8, 急・花天 9, 急・花天 10, 急・花天11, 急・久慈 2, 急・久慈 3, 急・久慈 4, 急・久慈 5, 急・久慈 6, 急・久慈 7, 急・久慈 8, 急・篠川 1, 急・篠川 2, 急・篠川 3, 急・篠川 4, 急・篠川 5, 急・篠川 6, 急・篠川 7, 急・篠川 8, 急・篠川 9, 急・篠川10, 急・篠川11及び急・篠川12
土石流	宇検村	土・宇検 1, 土・久志 6, 土・生勝 1, 土・生勝 2, 土・芦検 1, 土・芦検 2, 土・芦検 3, 土・芦検 4, 土・芦検 5, 土・芦検 6, 土・芦検 7, 土・芦検 8, 土・芦検 9, 土・芦検13, 土・芦検14, 土・大畑 1, 土・須古 6, 土・須古 9, 土・須古10, 土・須古13, 土・須古15, 土・須古 16, 土・部連 6, 土・名柄 2, 土・名柄 4, 土・名柄 5, 土・名柄 6, 土・屋鈍 1, 土・阿室 1, 土・阿室 2, 土・阿室 3, 土・平田 1, 土・平田 2, 土・佐念 1, 土・佐念 2 及び土・佐念 4
	瀬戸内町	土・西古見 1, 土・西古見 2, 土・西古見 3, 土・西古見 4, 土・管鈍 1, 土・管鈍 2, 土・管鈍 5, 土・花天 1, 土・花天 2, 土・花天 3, 土・花天 4, 土・花天 5, 土・花天 6, 土・花天 7, 土・花天 8, 土・管鈍 6, 土・管鈍 7, 土・管鈍 8, 土・花天 9, 土・花天10, 土・花天11, 土・管鈍 9, 土・花天13, 土・久慈 1, 土・久慈 2, 土・久慈 3, 土・久慈 4, 土・久慈 5, 土・久慈 6, 土・久慈 7, 土・久慈 8, 土・久慈 9, 土・久慈10, 土・久慈11, 土・篠川 1, 土・篠川 2, 土・篠川 3, 土・篠川 4, 土・篠川 6, 土・篠川 8 及び土・篠川 9

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第836号**

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年 9 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成14年鹿児島県告示



第1481号)の一部を次のように改正する。

別表中24の項を25の項とし、11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11	電話交換設備貸貸業務
----	------------

別記第1号様式中

「

広	告	業	務
---	---	---	---

」を「

電	話	交	換	設	備	貸	貸	業	務
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」に、  
「

受	付	・	案	内	業	務
---	---	---	---	---	---	---

」を  
「

広	告	業	務			
受	付	・	案	内	業	務

」に改め  
る。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

### 北薩地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年9月2日

北薩地域振興局長 中堂蘭哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 そらふね	薩摩川内市中郷 町6485番地7	株式会社薩摩美 ろく本舗	薩摩川内市中郷 町6485番地7	小田原 浩	平成28年 8月15日	就労継続 支援A型

### 始良・伊佐地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成28年9月2日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
伊佐市障がい児 学童保育事業ス テップ	伊佐市大口鳥巢 421-1	伊佐市	伊佐市大口里 1888番地	隈元 新	平成28年 6月30日	放課後等 デイサー ビス

### 大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年9月2日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援施設 あいはーと	肝属郡東串良町 岩弘2648番地2	特定非営利活動 法人あいはーと	肝属郡東串良町 新川西1415番地 5	石田 清子	平成28年 7月1日	就労継続 支援B型

咲楽工房	鹿屋市東原町 6874番地4	ライズ株式会社	鹿屋市東原町 6874番地1	草葉 正司	平成28年 8月1日	就労継続 支援B型
------	-------------------	---------	-------------------	-------	---------------	--------------

## 公 告

### 平成28年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成28年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 技能検定の等級別実施職種

##### (1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めっき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

##### (2) 1級及び2級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造（集積回路チップ製造及び集積回路組立てに係るものに限る。），時計修理，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，パン製造，みそ製造，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（アスファルト防水工事及び塩化ビニル系シート防水工事に係るものに限る。），ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。），電気製図，塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。），義肢・装具製作及び舞台機構調整

##### (3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），時計修理，冷凍空気調和機器施工，和裁，家具製作（家具手加工に係るものに限る。），建築大工，配管（建築配管に係るものに限る。），鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図

##### (4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

なお、(1)から(4)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

#### 2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

#### 3 技能検定の実施期日

##### (1) 実技試験

平成28年12月1日（木）から平成29年2月12日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

##### (2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	平成29年1月22日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管	平成29年1月22日（日）

(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成29年1月29日（日）
(1級及び2級) 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 パン製造 みそ製造 厨房設備施工 防水施工 機械・プラント製図	平成29年1月29日（日）
(3級) 造園 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図	平成29年1月29日（日）
(1級及び2級) 舞台機構調整	平成29年2月1日（水）
(1級及び2級) 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 電気製図 塗装 義肢・装具製作	平成29年2月5日（日）
(3級) 機械加工 機械検査 電子機器組立て 和裁 建築大工 鉄筋施工 電気製図	平成29年2月5日（日）
(単一等級) 樹脂接着剤注入施工	平成29年2月5日（日）

## 4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

## 5 技能検定試験の手数料

- (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）
- (2) 実技試験 17,900円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。）にあつては、11,900円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

## 6 受検手続

## (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

## (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

## 7 提出書類等の受付期間

平成28年10月3日（月）から同月14日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年10月14日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 合格者の発表等

## (1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を平成29年3月10日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、平成29年3月10日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、平成29年3月10日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

## (2) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

## 9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市隈之城町字野首1589番16

## 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 瓜生道明

.....

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年9月2日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大島郡龍郷町中勝字上青蓋976番1, 978番1, 979番1及び980番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号

株式会社大石企画

代表取締役 大石堅治

**人事委員会規則**

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月2日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

**鹿児島県人事委員会規則第11号**

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表南さつま市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表奄美市の部本庁の款市長部局の項中「部長 局長」を「部長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表十島村の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表東串良町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表南大隅町の部出先機関の款支所の項中「支所長」を「支所長 佐多診療所長」に改め、同表中種子町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表南種子町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐 行政係長」を「総務課長補佐 行財政改革担当補佐 行政係長」に改め、同表屋久島町の部本庁の款教育委員会事務局の項、同表瀬戸内町の部本庁の款教育委員会事務局の項及び同表知名町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表鹿児島県市町村総合事務組合の部中「次長」を「次長 総務管理課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。